

街路樹の再生指針に基づく取り組みについて

1. 街路樹の再生指針の概要

恵庭市の街路樹は、昭和40年代後半から昭和50年代に急速に進んだ市街地開発に合わせて、都市計画道路を中心に植栽され、景観の向上や生活環境の保全、緑陰形成など多くの機能を担っています。

一方で、植栽から40年以上が経過した樹木も多く、大木化・老木化に伴う道路空間との不整合や根上による歩行障害、立ち枯れなどによる倒木の危険性が高まるなどの課題が顕在化し、市民から剪定や除伐への要望が年々増加してきました。

こうした課題を解決し、街路樹本来の機能を維持しつつ、街路樹と花の調和のとれた美しい街並みを目指した街路樹の再生を実現するため、平成30年8月に「街路樹の管理指針」を策定し、令和元年12月には「街路樹の管理指針」に実務的な管理技術マニュアルを加え編纂した「街路樹の再生指針」として改訂しました。

2. これまでの取り組み

(1) 適正な管理（管理の質の向上）

路線ごとに地域の特性に応じたメリハリのある管理に取り組んでいます。

1) 見本剪定の実施

恵み野団地中央通の一部において、樹形を整え、美観を向上させることを目的とした景観剪定を、見本剪定として実施しております。

【景観剪定の対象路線】

恵み野団地中央通（イチョウ）、恵み野環状通（イチョウ）、黄金学園通（イチョウ）、相生通（ヤマモミジ）、恵庭大通（エンジュ）

見本剪定の様子（恵み野団地中央通）



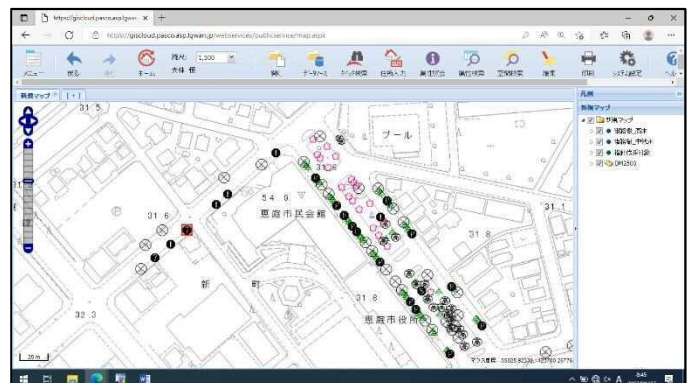
2) 街路樹ナンバリングの実施

令和3年度より街路樹に管理用標識（ナンバリング）を設置し、地理情報システム（GIS）を活用した維持管理を実施しております。

管理用標識の例（アルファベット＋数字）



地理情報システム（GIS）における街路樹管理



3) 定期的な点検の強化

令和3年度より年4回の定期的な街路樹点検を実施し、樹木の状態の変化を把握することで安全性を高める取り組みを実施しております。

【対象路線】

市内全域の街路樹が植栽されている路線

【各点検の視点】

実施時期	重点点検項目
3月	折れ枝、かかり枝
6月	ひこばえ等支障枝木
9月	建築限界、民地越境木
12月	枯損木、腐食状況

街路樹点検結果



4) 講習会の開催

造園業者と恵庭市職員が参加する講習会を定期的に行い、技術力の向上を図っています。

講習会（座学）の様子



講習会（実地）の様子



5) 定期的な剪定

5年から10年に1回程度の剪定を実施しています。

【対象路線】

市内全域の街路樹が植栽されている路線

【剪定実績】

年度	R1	R2	R3	R4
剪定本数 (本)	739	573	532	550

街路樹剪定の様子



ニセアカシア（市役所通）

(2) 安全確保

1) 樹木に関する事故の予防

トゲなど怪我の危険性のある樹木を撤去しています。

【例】市役所通（ニセアカシア）など



2) 安全な道路空間の確保

立ち枯れや幹割れなどが発生した倒木の危険性がある樹木を撤去しています。

【対象路線】

市内全域の街路樹が植栽されている路線

【伐採実績】

年度	R1	R2	R3	R4
伐採本数 (本)	185	280	46	84

幹割れ



立ち枯れ



3) 交通安全への取り組み

交差点視距確保や道路照明灯照度確保などのため、交差点部（巻込み端部から 10 m）や道路附属物（道路照明灯、道路標識など）の前後 3 m 以内の街路樹の除伐を実施しています。

【対象路線】

市内全域の街路樹が植栽されている路線

【伐採実績】

年度	R1	R2	R3	R4
伐採本数 (本)	108	109	105	110

道路照明灯周辺の除伐



(3) 市民との協働

1) 地域住民との協働

街路樹づくりにおいて、市民が行政の施策を受身で行う活動ではなく、より主体的・積極的に活動を考え、実施できるような啓発や体制づくりを進めています。

①街路植樹・植樹帯管理事業助成金

市民と恵庭市が協働して植樹及び植樹帯の適切な管理を行うことにより、地域の環境改善及び公共施設に対する愛護意識の高揚を図るとともに、緑豊かで潤いのある街づくりを推進するため、地域の団体が実施する街路植樹・植樹帯管理事業について助成金を交付する。

※街路樹・植樹帯の除草（草取りおよび集積）を年 2 回以上実施する団体に 64 円/㎡を交付

助成団体数・除草面積の推移

年 度	R1	R2	R3	R4
助成団体数 (除草面積)	35 団体 (26,449 ㎡)	34 団体 (25,706 ㎡)	37 団体 (27,717 ㎡)	38 団体 (28,250 ㎡)

※団体数（除草面積）：R1～R3 は実績、R4 は見込み

②花のまちなみ推進事業

花のまち並みづくりの推進を図る路線または沿線において、住民が自主的に美しいまちづくりのために取り組む事業を行うに際し、必要な経費を助成することにより、花のまち並みづくりを推進する。

※道路・河川に用いる花苗、緑化木、プランター等の購入経費の 1/2 以内を助成（上限 40 万円）

助成団体数・助成金額の推移

年 度	R1	R2	R3	R4
助成団体数 (助成金額)	15 団体 (886,545 円)	13 団体 (809,630 円)	12 団体 (784,055 円)	14 団体 (909,010 円)

※団体数（助成金額）：R1～R3 は実績、R4 は見込み

2) 再資源化

剪定した街路樹の幹や枝は、バイオマス発電所の燃料として再利用することで、身近にある街路樹が姿を変えて循環する仕組みを構築しています。

剪定枝等の堆積状況（恵庭市盤尻）



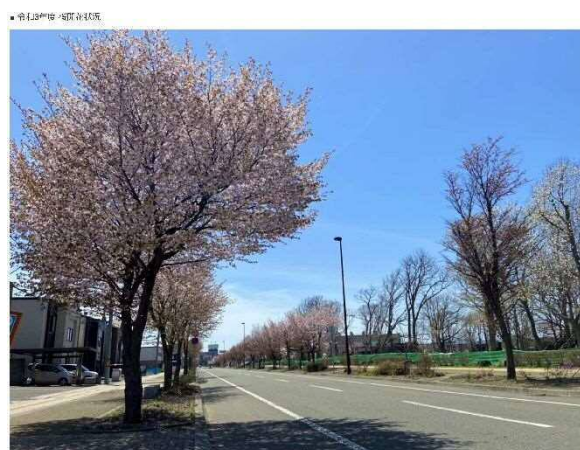
剪定枝等の搬出状況



3) 市民周知

街路樹本来の姿、多様な機能を市民に広く周知し、理解を深めるため、恵庭市公式ホームページなどで情報を発信しています。

恵庭市公式ホームページ（抜粋）



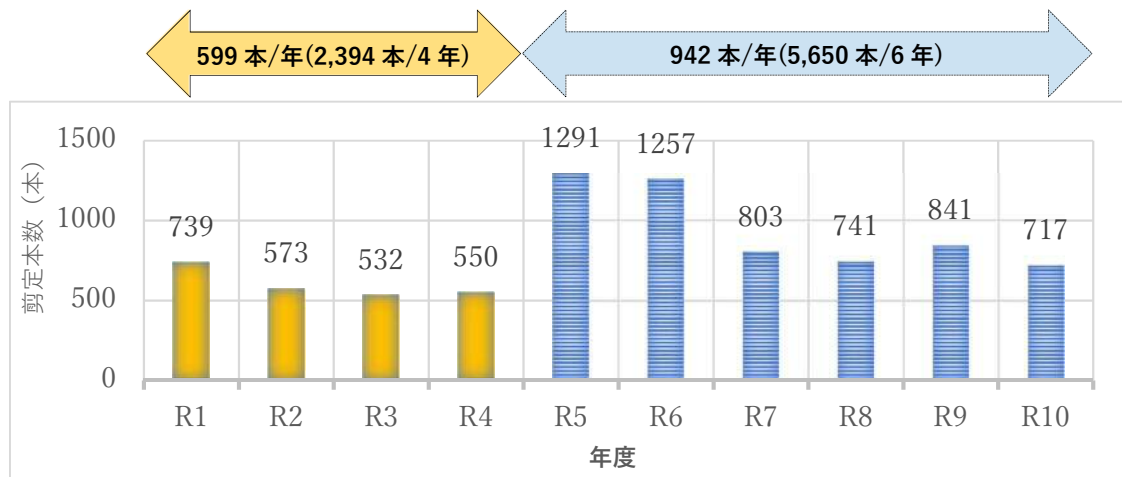
3. これからの取り組み

(1) 定期的な剪定の事業規模拡充

令和4年度までの事業規模で剪定を続けた場合、街路樹の再生指針の計画期間である令和元年度から令和10年度までの10年間で、一度も剪定を実施することができない路線が複数発生する見込みです。

このことから、同計画の期間内にすべての街路樹が1回以上の剪定を実施できるよう、令和5年度より事業規模を拡充する見込みです。

街路樹の再生指針に基づく剪定の実績と計画



(2) 樹種更新の実施

柏木戸磯通や恵庭大通などに植えられているプラタナスについて、令和5年度より樹種の更新に着手します。

具体的には、令和5年度と令和6年度の2か年で街路樹として植えられているすべてのプラタナスを伐採するとともに、令和5年度にプラタナスに替わる新たな街路樹を選定し、令和6年度より植栽に着手する見込みです。

樹種更新対象路線

